



広報

FUKAURA

ふかうら

No.391

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

7月のアファイへの 「ごみの持込み」について

オリンピックに関連して7月の祝日が移動していることから、町民のみなさんがアファイにごみを持ち込む場合の取り扱いについて、お知らせします。

◆休業する日

（持ち込みできません）

・7月22日（木）海の日

・7月23日（金）スポーツの日

※7月19日（月）は、通常どおり受付します。

※収集車による収集は通常どおり行います。

□問合せ先

町民課 町民生活係

Tel 74-2115

エコクリーンアファイ

Tel 76-3700

令和3年度深浦町 平和祈念祭開催中止の お知らせ

令和3年度の深浦町平和祈念祭については、新型コロナウイルス

ス感染症の流行状況を考慮し開催を中止します。

何とぞ、ご理解とご了承くださいますようお願いいたします。

□問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係

Tel 74-2117

納税のお知らせ

7月30日（金）は、固定資産税（2期）及び国民健康保険税（1期）の納期限です。納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付されなかった場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

□問合せ先

税務課 収納係

Tel 74-2114

給与所得者の個人住民 税は全て「特別徴収」と なります

給与所得者（従業員）の個人住民税については、地方税法の規定により、給与支払者（事業主）が

給与から特別徴収（天引き）により納入することとされています。

このため、西北地域2市5町と西北地域県民局県税部では、原則として全ての事業主の方に特別徴収を行っていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納入してもらう制度です。

ただし、個人住民税の特別徴収は、市（町）が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のような税額計算や年末調整の手間がかりません。

また、従業員の方には、納め忘れがなく、納期が年12回のため普通徴収の年4回に比べて1回当たりの納付額が少なくなるという納税の便宜を図る目的があります。

□問合せ先

税務課

Tel 74-2114

「2022年版青森県
民手帳」予約受付中！

スケジュール帳とふるさと青森県の知識がまつた便利な県民手帳が、今年も販売されることとなりました。通常版の他、「こぎん刺し模様」と「菱刺し模様」の限定版が、数量限定で販売されます。ご希望の方は、申込締切日までにお申込みください。

◆通常版

【カバー色（5色）】
黒・紫・緑・橙・赤

【価格】

600円（税込）

◆限定版

【カバー色（2色）】

こぎん刺し模様（紺）・菱刺し模様（あざぎ）

【価格】

800円（税込）

◆申込締切

7月28日（水）

□申込・問合せ先

総合戦略課 企画調整係

Tel 74-21122

マイナンバーカードの交付
予定通知の期限が過ぎ
ても受け取れます

マイナンバーカード（個人番号カード）を申し込んだ後、受け取りが可能になった人へ「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（ハガキ）を同封したご案内を郵送しています。ご案内に期限を記載していますが、受け取り期限が過ぎてもまだカードを受け取っていない人は、お早め

◆受け取りに必要なもの

- ・通知書兼照会書（ハガキ）
- ・本人の通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（次に記載のもの）

①次のうち1点

- ・住民基本台帳カード（写真付き）
- ・運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行）、各種障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書 など

②①をお持ちでない場合、「氏名、生年月日」または「氏名、住所」

が記載され、市区町村長が適当と認める書類2点以上

（例）健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証

◆受け取りの注意

- ・岩崎支所または大戸瀬支所でも交付可能です。交付場所変更にはカードの移動等が必要になります。必ず事前にご相談願います。
- ・15歳未満の方または成年被後見人に対しては、直接交付することができませんので、法定代理人が必ず同行してお越しください。
- ・代理人によるカードの受け取りの場合の本人確認書類については、本人及び代理人ともに2点必要になります（1点は顔写真付きが望ましい）。また、代理権の確認書類、診断書等も確認させていた

だく場合があります。

マイナンバーカードは、運転免許証と同様に「公的な身分証明書」としてご利用いただけます。

これからの暮らしの中で、様々なサービスにご利用いただける大変便利なカードです。町では、町

民課窓口のほか、岩崎支所及び大戸瀬支所窓口で職員による無料の顔写真撮影、申請手続きの支援を行っています。この機会にぜひマイナンバーカードを作りましょう。

□問合せ先

町民課 総合窓口係

Tel 74-21115

令和3年度作物統計
調査実施のお知らせ

農林水産省東北農政局が、耕地の活用状況及び農作物の作柄等の現地調査を実施します。

個人所有の農地等に身分証を携帯した調査員が立ち入る場合もありますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

◆調査実施期間

令和3年6月～11月

□問合せ先

農林水産省東北農政局

青森県拠点（統計チーム）

Tel 017-734-5511

農林水産課 農業振興係

Tel 74-4411

農地パトロール（農地利 用状況調査）のお知らせ

深浦町農業委員会では、毎年1回、農地法第30条に基づき、荒廃農地の発生防止や解消、違反転用の防止と早期発見のため、町内全ての農地の利用状況について巡回し、調査を実施します。

農地所有者や農地を借りて耕作されている方は、草刈りを行う等農地の適正な管理をお願いします。

遊休農地及び、遊休農地化のおそれがある農地所有者等に対しては、「利用意向調査」を実施させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

◆調査地域

深浦町全域

◆調査期間

7月下旬～9月上旬までの約

◆調査者

2か月間

深浦町農地利用状況調査員

※調査に際し、農地所有者の立ち会いは不要です。

□問合せ先

農業委員会

TEL 74-4420

献血バス巡回の お知らせ

血液製剤は保存期限が短く、常に確保しておくには年間通じての献血が必要不可欠となります。

献血は、健康な方なら誰でもできる身近なボランティアです。血液を必要としている方にあなただけの元気を分けてくださるようご協力をお願いします。

◆日程

7月21日（水）

黄金崎不老ふ死温泉

（9時～10時）

深浦町役場 （11時～13時）

新深浦町漁協大戸瀬本所

（15時～16時）

◆献血にあたってのご案内

・当日は朝食や昼食を摂ってください。

・献血の種類は400mL全血献血のみとなります。

・ご協力いただくためには、男女とも体重50kg以上が必要となります。

・高血圧・高脂血症・花粉症などの薬を服用されていても献血可能となりました。これら以外の薬についても当日お薬手帳などを持参いただくと献血の可否をお調べします。

□問合せ先

健康推進課

TEL 82-0288

県営住宅入居者募集の お知らせ

◆募集住戸

①松島団地

（五所川原市松島町六丁目地内）

鉄筋コンクリート造2DK：
1戸（1階玄関）

②新宮団地

（五所川原市長橋字広野地内）

木造2LDK：1戸（1階玄関）

◆募集・受付・書類配布・説明期間

8月2日（月）～8月10日（火）
（すべて土、日祝日を除く）

◆その他

入居するには入居基準があり、家賃は所得金額に応じて決定します。

◆家賃

①松島団地：17,700円

～34,700円程度

②新宮団地：15,700円

～30,900円程度

※①②は令和3年10月1日入居予定です。

※駐車場は原則として1住戸につき1台です。2台目駐車場については空区画がある場合のみ貸出します。駐車場料金は、家賃とは別に徴収します。冬の駐車場や共用部分の除雪は入居者の皆さんで行っていただきます。

□申込み・問合せ先

青森県県営住宅等指定管理者
株式会社サン・コーポレーション
住宅管理係

TEL 0173-38-3181

（土・日祝日を除く）

介護保険料の還付金詐欺に注意！青森県が狙われています！

青森県内で、還付金詐欺が急増しています。5月末現在、県内の特殊詐欺の認知状況は、件数が25件（前年同期比＋17件）、被害金額が約4,106万円（前年同期比＋約3,497万円）と、いずれも大幅に増加しており、中でも還付金詐欺は、件数が16件、被害金額が1,975万円と、認知件数の6割以上を占めており、これは、全国的に見ても非常に高い数値で、青森県が特殊詐欺の犯人グループに狙われていることをうかがわせます。被害者は、16人中15人が60歳代の女性でした。

◆還付金詐欺って何？

還付金詐欺とは、市町村職員や金融機関の職員を名乗る者から、「介護保険料の還付金がある」、「還付金の手続きはATMでできる」、「操作方法を教えるので、キャッシュカードと携帯電話を持って最寄りのATMへ移動して」などと言ってATMへ移動さ

せ、ATMに到着後、電話で入金方法を指示しますが、これは入金操作ではなく、被害者の口座から犯人の持っている口座への振込操作であり、気づいた時には相手の口座に振込が完了しており、お金をだまし取られてしまう詐欺の事です。

深浦町役場では、介護保険料の還付のためATMへ行くよう指示することはありません。

◆注意点

- ・特殊詐欺は誰でも被害にあう可能性があります。「自分はだまされない、大丈夫」という油断が一番危険です。
- ・ATMではお金を受け取る手続きはありません。「ATMで手続きができる、ATMに行つて」は詐欺です。
- ・「〇〇役場の△△」と役場職員の名前を名乗りますが、電話番号は非通知で、自宅の固定電話にかけてきます。相手の番号が表示されない場合は詐欺です。
- ・電話をしながらATMを操作している方を見かけたら、詐欺の被害者かもしれません。「還付金の

手続きですか？」などと声をかけてください。

保険料について不審な電話があり、「おかしいな?」「本当かな?」と思ったら、直ちに深浦町役場福祉課または鯉ヶ沢警察署へ相談してください。

□問合せ先

福祉課
Tel 74-2117
鯉ヶ沢警察署
Tel 0173-72151

**令和3年度
自衛官募集案内**

自衛隊青森地方協力本部では、自衛官を募集します。

◎一般曹候補生

◆応募資格

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

◆1次試験日

9月17日（金）～19日（日）のうち指定する1日

◆受付期間

7月1日（木）～9月6日（月）

◎自衛官候補生

◆応募資格

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

◆試験日

男子：9月25日（土）、26日（日）もしくは10月2日（土）、3日（日）
女子：10月1日（金）

◆受付期間

7月1日（木）～9月6日（月）

◎航空学生

◆応募資格

・海上自衛隊：令和4年4月1日現在、18歳以上23歳未満の者
・航空自衛隊：令和4年4月1日現在、18歳以上21歳未満の者

◆1次試験日

9月20日（月・祝）

◆受付期間

7月1日（木）～9月9日（木）
※詳細はお問合せください。

□問合せ先

自衛隊青森地方協力本部
五所川原地域事務所
Tel 0173-3512305

職場での熱中症予防対策の徹底を図りましょう

職場における熱中症により、全国で毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。熱中症予防対策の徹底のため、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。

- ・暑さ指数(WBG値)を把握し、数値に応じて作業の計画をたてましょう。
- ・冷房を備えた休憩場所など、涼しい休憩場所を確保しましょう。
- ・のどが渴いていなくても、定期的に水分・塩分を取りましょう。
- ・少しでも様子に異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。また、病院に搬送するまでは一人きりにしないようにしましょう。
- ・詳しい予防対策は「クールワークキャンペーン」で検索。

問合せ先

五所川原労働基準監督署監督
Tel 0173-3512309

**アレコホール定期演奏会
2021「今、心の歌を。」
一つの声と
二つのピアノで紡ぐ**

バリトン歌手と二人のピアニストによる、県立美術館初の歌をメインとしたコンサートを開催します。

◆演奏曲

歌劇「フィガロの結婚」より
カルメンファンタジー（2台ピアノ編）
ヨイトマケの唄 他

◆日時

8月28日(土)

開場：17時30分 開演：18時

◆場所

青森県立美術館アレコホール
(青森市安田字近野185)

◆料金

一般：2,000円
高校生以下：1,000円
(全席指定、当日券なし)

◆申込み

発売日
7月19日(月)10時～
チケットサイトカンフエティ
のウェブまたは電話

Tel 0177-78315243

問合せ先

県立美術館公演ページ

www.aomori-

museum.jp/ja/event/20210828

青森県立美術館

Tel 0177-78315243

**表示登記無料電話相談
実施**

青森県土地家屋調査士会では毎年継続して、不動産登記における土地の分筆登記、建物表題登記等や土地の境界問題における電話相談を実施しています。

家を新築した、家を増改築した、土地を分けたい場合などの登記手続き、土地の境界のトラブルなどのご相談を承ります。

◆日時

7月30日(金)

10時30分～15時

問合せ先

青森県土地家屋調査士会

Tel 0177-72213178

「テレワーク推進セミナー」「税務セミナー」開催のお知らせ

五所川原法人会では、「テレワーク推進セミナー」並びに「税務セミナー」を開催します。

◎「テレワーク推進セミナー」

Zoom活用のウェブコミュニケーション入門

◆日時

8月3日(火) 13時30分～

◆講師

(株)テクノソリューション推進部 千葉修一

◎「税務セミナー」

令和3年度税制改正について

◆日時

8月19日(木) 13時30分～

◆講師

税理士 田中久義

◎会場

五所川原市市民学習センター

◎募集定員 20名(先着順)

◎受講料 無料

◎申込み・問合せ先

五所川原法人会

Tel 0173-3511822

令和3年8月利用分から 高額介護サービス費の 負担限度額が見直されます



- 介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額 44,400 円です。
- 令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A 医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、8月1日以降に利用されたサービス分より一定年収以上の高所得者の負担限度額を以下のとおり見直します。

区 分		負担の上限度額(月額)
新設	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～ 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
	前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24,600円（世帯）
		15,000円（個人）
	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

Q 見直しの対象となるケースは、どのような場合ですか？

A 介護サービスの利用者又は同一世帯に課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上の 65 歳以上の方がいる場合が対象となります。

Q 医療費・介護サービス費ともに高額で、高額介護合算療養費制度（年間の医療費・介護サービス費が負担限度額を超えた場合に払戻しを行う制度）により医療費・介護サービス費の払い戻しを受けています。今回の見直しで負担が増えることはありませんか？

A 高額介護合算療養費制度等の支給要件や負担上限額に変更はないため、収入や医療・介護サービス費等が同じであれば、実質的な負担はこれまでと同額となります。

□問合せ先 福祉課 介護保険係
Tel 74-2117

介護保険施設における 負担限度額が変わります

令和3年
8月1日
から

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を認める観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A ①認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	R3.7月まで	→	見直し後(R3.8月～)
年金収入等*80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	→	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)			単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)			単身 500万円、夫婦 1,500万円

*公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)
年金収入等*80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
---------------	---------------------------------	---------------------------------

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

□問合せ先 福祉課 介護保険係

TEL 74-2117

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

■「後期高齢者医療被保険者証の一斉更新」について

令和3年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は7月下旬に郵送しますので、お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。期限の切れた被保険者証は破棄するか返還してください。

※令和2年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

※新しい被保険者証の有効期限内であっても、所得や世帯構成の変更、国による自己負担割合の見直し（令和4年10月以降を予定）などにより、自己負担割合に変更が生じた場合には、改めて更新されます。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送しますので、更新手続きの必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参の上、福祉課または両支所で手続きしてください。

■「令和3年度の保険料」について

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料額 (限度額64万円)
44,400円		基礎控除後の所得(※1) × 8.30%		

◎均等割額、所得割率はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

■令和3年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

- ・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和3年度は次のとおりとなります。

令和2年度		令和3年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割	43万円+10万円× (給与所得者等(※1)の 数-1)以下	7割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	7割		
33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割	43万円+(28.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割	43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	2割

※1 給与所得者等（給与所得を有する者または、公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用）

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

■被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

■世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

■「保険料の減免等」について

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

□問合せ先 福祉課 TEL 74-2117

青森県後期高齢者医療広域連合 TEL 017-721-3821

**令和3年度つがる西北五広域連合
病院事業医療職員採用試験（第2回）**

■採用試験 令和3年9月19日（日）実施
 受付期間：7月12日（月）～8月27日（金）

職 種	採用予定人員	受験資格
看護師・助産師	10名程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方または令和4年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
薬剤師	2名程度	
診療放射線技師	1名程度	
臨床検査技師	3名程度	
作業療法士	1名程度	

■採用日

令和4年4月1日

※詳細は、つがる西北五広域連合ホームページ（<http://www.tsgren.jp/>）をご確認ください。

□申込・問合せ先

つがる西北五広域連合病院運営局人事課

住所 〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階

TEL 0173-26-6363（内線2327）

有料求人広告

No.202012-00



サーモン養殖・事務スタッフ



**正社員1名月給 20-25万円
 その他、契約社員からの正社員へも
 可能です。**

深浦町のご協力を得て、サーモン養殖事業が一步一步着実に成果を上げ始めております。
 一緒にこの事業を大きくしていこうという意欲のある方、ご応募お待ちしております。

勤務地：深浦町黒崎小浜5-7 他
 休日：年間休日数 87日（シフト制）
 勤務時間：8：00～16：30（休憩60分）
 勤務時間は現場の実情に合わせ随時変更いたします
 資格：40歳まで、普通自動車免許（AT限定不可）
 ＊深浦町出身の方、漁師、大工や町工場での経験者、技術者、優遇します。
 応募：事前連絡の上、左記住所に履歴書をご郵送ください。
 書類選考後面接日時を連絡いたします。
 社会保険完備 正社員給与：月給20-25万円 年俸制
 事務職員：月給15万円
 仕事内容：（社員）餌やり、水槽管理、設備点検、水温管理、他



日本サーモンファーム(株)
 〒038-2207
 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜5-7
 採用担当：岡村 携帯：080-3546-3266
 HP: <http://japan-salmonfarm.com/>

発令される避難情報が変わりました！

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止となりました

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁

次ページへ進む



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



**普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう**

**行政が指定した避難場所  
への立退き避難**

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



**安全な親戚・知人宅  
への立退き避難**

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。  
※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



**安全なホテル・旅館  
への立退き避難**

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。  
※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



**屋内安全確保**

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

■ ■ ■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

**① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)**



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

**② 浸水深より居室は高い**

3・4階	5m~10m未満 <small>(3階床上浸水~4階軒下浸水)</small>
2階	3m~5m未満 <small>(2階床上~軒下浸水)</small>
1階	0.5m~3m未満 <small>(1階床上~軒下浸水)</small>
1階床下	0.5m未満 <small>(1階床下浸水)</small>

**③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)**

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

避難情報が変更になったことにより、毎戸配布済の青森県防災ハンドブック「あおりおまもり手帳」の内容が一部改訂されましたので、次の内容の該当部分を切り取り張り付けるなどしてご使用ください。

令和3年5月20日改訂

01

命を守る

# かん じょうほう し に関する情報を知ろう

## し ちよう そん はつ れい ひ なん かん じょうほう 市町村が発令する避難に関する情報

### ● こうれいしゃとう ひ なん けいかい 高齢者等避難（警戒レベル3）

お年寄りや身体に障がいのある方、また妊娠している方など、移動に時間を要する方（要配慮者）は避難する。  
要配慮者以外の方は、家族等への連絡、非常用持出品の用意など避難の準備をする。

### ● ひ なん し じ けいかい 避難指示（警戒レベル4）

避難中の場合は、確実に避難を完了する。  
避難していない場合は、緊急に避難する。

避難勧告は廃止されたよ。  
避難指示で危険な場所から  
全員避難しよう。



## ひ なん じょうほう はつ れい 避難情報が発令されたら…

避難場所へすみやかに避難する。

避難所への避難がかえって命に危険を及ぼすと自ら判断する場合には、

近くの安全な場所へ避難する。

自宅のより高い階に逃げることも、少しでも命を守る可能性の高い避難行動の一つだよ。



※令和3年5月20日現在の情報です。

41

[http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/bosaikikikanri/bosai_handbook.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/bosaikikikanri/bosai_handbook.html)

電子ファイルをご希望の方は、上記URLまたはQRコードからHPへアクセスして、取得してください。

☐問合せ先

総務課 防災係 TEL 74-2112



# 令和3年度 読み聞かせを楽しむ会

日時：令和3年7月31日（土）9:50～11:55

会場：フィットネスプラザゆとり 多目的ホール

対象：読み聞かせに興味のある方ならどなたでも

★ 参加無料 ★

## 【プログラム】

9:40 受付

9:50 開会

開会のあいさつ

10:00 第一部 実演「紙芝居・タペストリー・絵本」

演者：阿部 紗綾香・福沢 若菜・佐藤 英子

～休憩～

第二部 テーマ「むがしこの真髄 時代にぶれもせで」

・ぼっちゃから聞いたむがしこ～茶釜に化けたむじなっこ

・故郷が語るむがしこ～ヘチヨベ塗った嫁っこ

講師：潮風おはなし会 代表 対馬 てみ氏

11:20 第三部 テーマ「津軽方言詩」朗読

講師：下川原 久恭氏ほか

11:55 閉会

閉会のあいさつ



※ ご来館する際はマスク着用等、感染症対策を十分に行うようお願いいたします。

また、状況によって入場の制限をする場合もあります。

なお、37.5℃以上の発熱、風邪の諸症状のある方は入場はお控えください。

主 管：深浦町教育委員会

主 催：「太宰の宿」ふかうら文学館

お問合せ先：「太宰の宿」ふかうら文学館 TEL：84-1070 (FAX 兼)

## ～安全・安心～

深浦町飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金

新型コロナウイルス感染症防止対策を適切に  
実施している飲食店を町が応援します！

### ＜町が最大10万円補助＞

#### ◆補助対象要件

「深浦町飲食店感染防止対策認証店舗」の認証を受けた飲食店

- (1) 深浦町飲食店感染防止対策認証基準（15項目）をクリアした飲食店であること。
- (2) 深浦町飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金交付要綱第2条の条件を満たしていること。

※ あおもり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金を活用した事業者も対象となります。（詳しくは、町観光課までお問い合わせください）

#### ◆補助対象外

店内で飲食することを主たる目的とする設備を有しない飲食店  
（テイクアウト型、デリバリー型等）

#### ◆申請手続き

- ①町へ「深浦町飲食店感染防止対策認証申請書（様式第1号）」及び「食品衛生法に基づく営業許可証の写し」を提出する。
- ②町からの現地調査（店内チェック）を受け、15項目の基準をクリアした飲食店が深浦町から認証書を受領し、店内に掲示する。  
※ 基準をクリアできない飲食店には認証書及び補助金は交付できません。
- ③飲食店から町へ「申請書兼請求書（様式第1号）」「実績報告書（様式第2号）」「設備設置後の写真」「宛名のある領収書・レシート等の写し」を提出する。

#### ◆補助金支給例

例1) 総事業費：20万円の場合  
町補助金：10万円（上限10万円のため）  
自己負担：10万円

例2) 総事業費：8万円の場合  
町補助金：8万円  
自己負担：0円

#### 【留意事項】

- (1) 原則、県補助金を活用し購入した物品等を再度町の補助金に充てることはできませんので、県補助金で購入する物品、町補助金で購入する物品と分けて申請ください。（一部、県補助と町補助を併用できる物品もあります。ご相談ください）
- (2) リース・改修費等は対象外となります。

お問合せ先：深浦町観光課商工振興係  
電 話：74-4412

# クマに注意!!

今年はクマの出没が増加するおそれがあり、青森県からツキノワグマ出沒注意報が発表されています。初夏から秋にかけては、クマが広い範囲でエサを求めて昼夜問わず活発に行動しますので、行楽や山菜採り、農作業等で野外活動する際は、厳重な注意及び対策をお願いします。

## クマに出会わないために

あらかじめクマ出沒情報に注意し出沒地域には入らない

クマの足跡や糞などを見つけた場合は、先には進まず引き返す

必ず2人以上で行動し、単独で山には入らない

食べ物や食べ物の容器等を野外に捨てない、置かない

早朝、夕方はクマが活発に行動する時間なので注意する

鈴や笛、ラジオなどを身につけ、周りに音を出しながら行動する



## クマに出会ってしまったら



後ずさりしながら静かに立ち去る

大声を上げたり、石を投げたりして刺激しない、背中を見せて走らない

子グマを見ても決して近寄らない(近くに親グマがいる可能性有り)

★クマを目撃しましたら深浦町農林水産課までご連絡ください。

深浦町鳥獣被害防止対策協議会

(事務局 深浦町農林水産課 TEL. 74-4411)